平成２８年（フ）第５７９号
千葉県船橋市二宮２丁目34番２号　ＰＬＥＮＤＹ－ＳＨＡＲＥ薬園台306号
債務者　斎藤満里絵
1　決定年月日時　平成28年６月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年８月29日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２８年（フ）第５９８号
千葉県習志野市藤崎２丁目７番２－305号
債務者　永井　裕子（旧姓田中）
1　決定年月日時　平成28年６月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年８月29日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２８年（フ）第９３４号
札幌市中央区南８条西９丁目757番地　インプレス101号
債務者　近江谷俊太
1　決定年月日時　平成28年７月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年８月30日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２８年（フ）第９５５号
札幌市清田区清田７条３丁目12番15号　メイユール喜寿Ｂ－202号
債務者　阿部　ゆり
1　決定年月日時　平成28年７月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年８月30日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２８年（フ）第９７７号
札幌市西区発寒13条４丁目１番26号　コーポ下沢202号
債務者　中川　敦子
1　決定年月日時　平成28年７月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年８月30日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２８年（フ）第９９０号
札幌市東区北20条東７丁目２番７－505号
債務者　田中　礼子
1　決定年月日時　平成28年７月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年８月30日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２８年（フ）第１０２２号
札幌市白石区南郷通16丁目北２番23－401号
債務者　小谷　光代
1　決定年月日時　平成28年７月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年８月30日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２８年（フ）第１０３０号
札幌市豊平区西岡３条４丁目３番32号
債務者　岩尾　敏子
1　決定年月日時　平成28年７月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年８月30日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２８年（フ）第１０３５号
札幌市手稲区新発寒４条５丁目13番18－102号
債務者　石田　美絵（旧姓狩野）
1　決定年月日時　平成28年７月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年８月30日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２８年（フ）第１５２号
群馬県伊勢崎市境女塚316番地２
債務者　松村　優輝
1　決定年月日時　平成28年７月６日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年８月30日まで
前橋地方裁判所民事部破産再生係

平成２８年（フ）第１５５号
群馬県北群馬郡吉岡町大字小倉843番地172
債務者　松村　進平
1　決定年月日時　平成28年７月６日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年８月30日まで
前橋地方裁判所民事部破産再生係

平成２８年（フ）第１６５号
群馬県前橋市石倉町669番地１　フジアパート　101号
債務者　大澤　和良
1　決定年月日時　平成28年７月６日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年８月30日まで
前橋地方裁判所民事部破産再生係

平成２８年（フ）第１６６号
群馬県伊勢崎市波志江町4156番地６　キーフォレスト203
債務者　大東　秀幸
1　決定年月日時　平成28年７月６日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年８月30日まで
前橋地方裁判所民事部破産再生係

平成２８年（フ）第１３７号
群馬県高崎市元島名町653番地１ハイツフレンド元島名401号
債務者　上門　幸治
1　決定年月日時　平成28年７月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年８月30日まで
前橋地方裁判所高崎支部

平成２８年（フ）第１４７号
静岡県沼津市大岡949番地の６
債務者　飯田　礼那
1　決定年月日時　平成28年７月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年８月30日まで
静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係

平成２８年（フ）第１９１号
静岡県沼津市下香貫島郷2472番地　ピーチコートⅠ201号室
債務者　田内　道子
1　決定年月日時　平成28年７月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年８月30日まで
静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係

平成２８年（フ）第１１２号
静岡県富士市川成島800番地の19　加島第３ビル301号
債務者　吉村　清秀
1　決定年月日時　平成28年７月５日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年８月30日まで
静岡地方裁判所富士支部